

ズバリ 市政を問う

一般質問

次ページからの「一般質問「目次」です
(質問者の前にある数字は、掲載しているページ)

8 高橋 悅郎

・庁舎建設について

9 渡辺 義光

・自然災害時の「疎開保険条例」の制定について
・平泉文化遺産と連動した滞在型観光振興計画の策定について ほか

10 古川 津好

・災害等の危機管理について
・市内の道路管理について
・公共交通について

11 高橋 守

・教科書選定について
・合併特例債の期限延長について

12 小野寺 昭一

・観光振興について
・スポーツ振興について
・岩手国体の開催について

13 大森 力男

・花き研究開発センターの充実と花き振興について
・観光新時代の地域開発について

14 遠藤 公雄

・庁舎設計画について
・東日本大震災関係について
・西根・松尾地区コミュニティバス試験運行について

15 三浦 侃

・新エネルギーについて
・市営住宅長寿命化計画について
・一体感の醸成について

16 高橋 喜代春

・市の掲げている総合計画について
・大更駅周辺の町づくりについて

17 米田 定男

・防災計画について

お知らせ コーナー

ご存じですか？ 議員の寄付行為

公職選挙法では、議員などの政治家（候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者）が選挙区内の人に寄付すること（お金や物を贈ることなど）を禁じています。

また、市民が政治家に対し、寄付の勧誘や要求をすることはできません。この場合、威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で勧誘または要求すると処罰されます。

さらに、政治家は、選挙区内の方に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含みます。）を出すことは禁止されています。

禁止されている寄付などの例

- 病気見舞い金（品）など
- 各種行事、大会や祝賀会への寄付や差し入れ
- 盆踊り、祭礼への寄付や差し入れ
- 落成式、開店祝いの花輪など
- 葬式の花輪、供花
- お中元、お歳暮
- 所有する土地の無償貸し付け
- 議員報酬の一部返上

※ 会費制の会合、行事の際の会費や香典返しとしての物品などは、寄付に当たらないとされています。

除外または例外として認められるもの

- 結婚披露宴に自ら出席し、その場においてする祝儀
- 本人が葬儀や通夜に自ら出席し、その場においてする香典
- 政党その他政治団体またはその支部に対してする場合
- 親族（6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族）に対してする場合
- 政治上の主義または施策を普及させるために行う講演会その他政治教育の集会に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする場合（食事、食事料を除く。）

ご理解をよろしくお願いします。

政治家は有権者に寄附を
贈らない! 有権者は政治家に寄附を
求めない!
政治家から有権者への寄附は
受け取らない!

東日本大震災支援特別委員会

議長を除く議員23人で構成（議長はオブザーバー）
委員長=高橋光幸 副委員長=田村 孝

5月19日の市議会第4回臨時会で設置が決定した東日本大震災支援特別委員会（議長を除く議員23人で構成。議長はオブザーバー）の初会議が、臨時会閉会後、議事堂委員会室で行われました。委員会では、委員長に高橋光幸副議長を、副委員長に田村孝議員をそれぞれ選任。付託された事件の調査（内容は後段に掲載）を実施することなどが決定されました。なお、本特別委員会では、正副委員長および会派の代表者などを構成員とする「世話人会」を設置し、必要な事項などを定めることができます。できるものとしています。

○北海道修学旅行誘致対策で教育委員会関係者を訪問

▼ 訪問日 5月22日～24日
▼ 訪問先 道府県教育委員会教育長、石狩教育局長、道府県別館（札幌市・北海道教育委員会教育長）、室蘭市・胆振総合振興局（胆振教育局長）
日：函館市・渡島総合振興局（渡島教育局長）
島教育局長
▼ 訪問者 高橋光幸委員長、高橋守、関善次郎、伊藤一彦、立花安文の各委員、ほか担当課職員
それぞれの訪問先で、修学旅行



北海道教育委員会石狩教育局の伊藤文明局長（左）に要望書を手渡す高橋光幸特別委員長

▼ 訪問者 東京 JTB法人
▼ 訪問先 東京都・JTB法人
▼ 訪問日 5月30日
▼ 訪問者 高橋光幸委員長、ほか担当課長など
訪問先企業の担当者を本市へ招待し、関係施設や体験メニューなどを紹介をさせていただく「教育旅行誘致事業」への参加案内をするため、訪問しました。

先として本市を選定していただきよう、要望書を手渡し、お願いしました。

○東京都修学旅行誘致対策で関係旅行会社を訪問

修学旅行誘致に向け全力

政務調査費の収支報告

22年度、市が各会派に交付した政務調査費に対し、領収書を添えて報告した収支報告の内容を紹介します。

同年度の政務調査費の平均使用率は97.0%（21年度は95.4%）で、2会派と3議員から合わせて161,164円（21年度よりも125,673円減）が市に返還されました。

政務調査費は、議員が調査研究するための経費の一

部として交付するもので、本市では議員1人当たり月額2万円を交付。条例で定めた使途基準に基づく使用が義務付けられ、市政に関する調査研究に該当しない「交際費的経費」「政党や政治団体の活動経費」「飲食費」「選舉活動経費」「名刺代」などは対象外となっています。

政務調査費の収支報告額（平成22年4月分から23年3月分まで）

項目	日本共産党	新生会	八起会	自由クラブ	緑松会	米田定男	高橋悦郎	北口和男	合計	単位
所属人数(A)	3	10	4	4	3	1	1	1	27	人
交付額(B)	60,000	2,200,000	880,000	880,000	660,000	220,000	220,000	220,000	5,340,000	円
1 調査研究費	2,185,303	542,340	880,980	669,182					113,115	4,390,920
2 研修費		12,000				15,900	20,055		47,955	円
3 会議費		3,500							3,500	円
4 資料作成費	6,000								6,000	円
5 資料購入費	30,135	35,000	3,500			6,000	25,360	38,905	138,900	円
6 広報費	25,305						167,160	144,652	337,117	円
7 事務費	119,053	271,449		4,678			12,095	3,500	410,775	円
8 その他の経費									0	円
使用合計額(C)	31,305	2,337,991	860,789	884,480	673,860	189,060	202,162	155,520	5,335,167	円
使用率	52.2	100.0	97.8	100.0	100.0	85.9	91.9	70.7	97.0	%
返還額(D)=(B)-(C)	28,695	0	19,211	0	0	30,940	17,838	64,480	161,164	円

※使用合計額(C)が交付額(B)を超える場合、使用率は100%と、返還額(D)は0円と表示しています。

※合計欄の使用率には、会派等からの持ち出し分を含んでいません。

※日本共産党は、22年4月のみ会派として成立。22年5月以降、会派としては存在していません。よって、所属人数の合計は、現在の議員数24人と合致していません。